

立山町地域公共交通計画策定業務の概要について

1 業務名

立山町地域公共交通計画策定業務

2 履行期間

令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 3 月 14 日まで

3 目 的

近年、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しており、従来の事業者の経営努力のみでは、ネットワークとして維持確保することは困難となっている。この一方で、高齢化の進行などにより公共交通に求められる役割は日に日に高まっているところである。

こうした現状にある中、公共交通を持続可能なものとし、未来につないでいくためには、公共交通のマスタープランとなる地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条に規定する地域公共交通計画を早急に定め、多様な関係者の共通認識の下、様々な取組を一丸となって行っていく必要がある。

以上を踏まえ、本業務は、立山町における地域公共交通計画となる「立山町地域公共交通計画」の策定を行うことを目的とする。

4 契約の概要

(1) 金 額 金 5,203,000 円

(2) 方 法 特命随意契約の例による

(3) 相手方 富山県中新川郡立山町大石原 337 番地

NiX JAPAN 株式会社立山営業所 所長 大宮 昌也

5 スケジュール

別紙のとおり

参考）業務工程表

